

入 札 心 得（ 一 般 競 争 入 札 ）

佐賀西部広域水道企業団が発注する物品の購入に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、佐賀西部広域水道企業団契約事務規程（昭和61年管理規程第11号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札の方法等）

1 入札の取扱いは、次のとおりとする。

- （1） 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- （2） 入札書は、別紙により作成し、通知書に示した時刻までに提出しなければならない。
- （3） 郵便による入札が認められている場合は、二重封筒とし、中封筒に、件名、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、通知書に示した場所及び時刻までに到達しなければならない。
- （4） 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名押印しなければならない。
なお、入札参加者又はその代理人が外国人の場合の入札書は、署名をもって記名押印に代えることができる。
- （5） 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- （6） 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札及び見積合せの代理人とすることはできない。
- （7） 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- （8） 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

~~—（内訳書の提出）—~~

~~2 入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。~~

- ~~（1） 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。~~

- ~~(2) 内訳書には、件名及び入札参加者の住所・氏名を記載し、押印すること。~~
- ~~(3) 内訳書の内容は、業種及び名称に相当する項目ごとの数量、金額等を表示したものである。ただし、入札談合に関する情報を受けた場合は、内訳書の他明細書の提出を求めることがある。~~
- ~~(4) 内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。~~

~~(入札の辞退)~~

~~3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 指名等を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。~~
- ~~(2) 指名等を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。~~
 - ~~ア 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。~~
 - ~~イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。~~
- ~~(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。~~

(公正な入札の確保)

4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に関する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

5 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

6 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出

した者

- (5) 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- (6) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- (9) 一人で2以上の入札をした者
- (10) 代理人でその資格のない者
- ~~(11) 次のいずれかの内訳書を提出した者~~
 - ~~ア 1回目の入札書の額と一致しないもの（千円未満の端数処理を除く。）~~
 - ~~イ 見積もった費用の合計から一括等での値引きをしたもの~~
 - ~~ウ 記載すべき項目についての記載がないもの~~
 - ~~エ その他積算内容に誤りがあるもの~~
- (12) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等
- (13) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（落札者の決定）

- 7 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

- 8 再度の入札については、次のとおりとする。
- (1) 開札をした場合において、7の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合は、別に定める日時において再入札を行う。
 - (2) 無効な入札をした者、又は、最低制限価格を設けた入札にあつては最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。
 - (3) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とする。
 - (4) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 9 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出期限)

- 10 契約書の提出期限は、次のとおりとする。
- (1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日（企業団の休日を含まない。）以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
 - (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

- 11 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。